

I 戦国熊野のはじまり―分裂・対立する畠山氏―

1 新熊野十二所権現勧進帖

敬白

勸進沙門乗源

請殊蒙十方檀那之御助成奉修

造紀伊国無漏郡田辺庄新熊野

十二所権現之状

夫以仏陀之利人不変実相之冥理焉

神明護国随縁真如之応用也矣、然当

社権現応化之由来者、摩訶国之大王、依女人

惡心運厭離穢土之志、為衆生済度発

欣求浄土之誓、乗飛行車、遊蒼天之雲、

顕大日本国熊野権現給、委旨在縁起

文、三所者則過去・現在・未来也、表三世常

住之化導、其後当庄御影向已来、分道路

於九品之浄刹、示地境於安養之妙土云々、

本地者薬師・阿弥陀・千手十一面觀音

也、或妙覺朗然之月和光於同居忍界之

衢、或等覺証極之花薫匂於紀州南

海之浦、云本地広大之慈悲、云垂迹無辺

利益、誰人不貴之、何輩不仰之乎、然去

明応四季卯月比、諸軍勢乱入而破却

社壇壞取瑞籬之条、驚歎至極也、若

無再興之儀者、宛如塞神明利生之跡、寧

非閑入重玄門之枢乎、爰某往昔之結

縁歟、権現之冥意歟、依庄民所望企無

二之懇願帶公武之御下知、任檢校准

三后之御吹挙、勸檀那於十方、欲遂花

構於一時不可簡一紙半錢千里之行

始于一歩故、不可嫌寸鉄尺木九層

之台、成自累土故、然則御奉加之人者、

現世安穩之室内、鎮蒙権現擁護兮開

万春之榮花後生善処之床上倍預

大聖之引導兮結千穉之覺菓、仍

勸進之状、如件、

明応五季五月日

依所望染老筆畢、

准三宮（花押）

2 畠山義就書状

去十日、切目出陣之

由、注進候、弥被致忠

節候者、可令悦喜候、

委細愛洲民部少輔

可申候、謹言、

十一月廿日 義夏（花押）

小山隼人殿

3 長則書状

去十九日被攻落

竜口城刻、御粉骨

由注進到来候間、

披露仕候処、被成

御書候、目出候、猶

巨細野辺掃部允

可申候、恐々謹言、

二月十日 長則（花押）

小山八郎殿

進之候

4 長則書状

十月廿五日於衣笠

合戦之時、御粉骨候由

注進到来候間、則

致披露候処、被成

御書候、弥可然候様御

忠略可為肝要候、委細

猶野辺掃部允可申候、

恐々謹言、

十一月廿八日 長則（花押）

小山八郎殿

進之候

5 神保長誠書状

就当国三栖御敵出張候儀、

去年十一月廿五日夜笠・秋津

口合戦以来、去閏正月十日

目吉良城、同十一日被攻落

衣笠・知法寺両城、并十九日

於竜口合戦御軍功之趣、

野辺掃部允具申下候、雖

不始之儀候、御忠勤誠不可有

比類候、仍 御屋形様へ

致注進候、定可有御感候哉、

弥可然様被仰合、被堅^⑧国

相踏候者、可為肝要候、併

憑存候、委細尚野辺可申候、

恐々謹言、

六月十二日 長誠（花押）

小山八郎殿

進之候

6 畠山義就書状

改年慶賀珍重候

仍出陣之事、度々申

遣之处、雖不可有等閑候、

于今其動不見之条、

無心元候、来月十日十一日

必可進發候、此時以出

陣忠節候者、別而可喜入候、

万一有無沙汰之儀者、真

実可背本意候、一段

憑入候、委細者塩屋治部少輔

可申候、恐々謹言、

正月廿三日 義就（花押）

日垂西入道殿

7 畠山義就書状

今度石谷方被罷上

其方合戦可有近日之由

被申候、無心元候間、態下人候、

次此方時儀敵国見と

申在所へ陣取候、雖然

無異子細可心安候、返々

其方合戦無心元候間、

急下人候、恐々謹言、

三月晦日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

8 畠山義就書状

「」候間□□家へ被越

由、意見候、嶽山事者、兵粮

以下迷惑候間、如此候被官人

共一人も不殘相随候て、此方候

可心安候、越智之儀以前二不

相替候、さ候間、其方儀、早々

被致計略、可有出陣候、然者

依注進間、此方も可発

向候、憑入候、尚委細愛洲

可申候、恐々謹言、

卯月十九日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

9 畠山義就書状

近日可有出陣候由、萱振

注進到来候之条、誠本望候、

仍此方事遠路事候之間、

細々注進以下可有連々候之

間、然者万之儀一家下民部大輔

候、可然様被致談合、早々

出陣候者、殊可為祝着候、

弥憑入候、恐々謹言、

五月廿日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

10 畠山義就書状

就下郡陣取之儀、先日以飛

脚申处、弥無御等閑候由承候、

本望候、仍之此方之儀余延二

候間、去廿一日粉河城へ致

勢遣合戦候て、敵御方少々

被打候、彼在所切取候事

候間、先引退候、於此方儀者

無異子細候間、可心安候、連々

如令申候、其方之儀一向憑入候、

定而可有雜說候間、以上沼

孫左衛門尉委細申候、恐々謹言、

六月晦日 義就（花押）

西十郎殿

11 畠山義就書状

先日以上沼孫左衛門尉申候

处、近日可有出陣候由、注

進候、祝着不可過之候、

然者今日も早速出足

候て悦入候、委細者愛洲

彦次郎可申候、恐々謹言、

壬六月廿九日 義就（花押）

西十郎殿

12 畠山義就書状

其方儀、于今延引、無心元候、

今時節肝要候間、不廻

時日早々出陣候者、可為祝着

候、殊於此方種々計略之

子細共候之条、其方儀無

相違候者、是可為如本意

候之間、目出候、猶以片時も

被急候者、可然候、憑入

候、恐々謹言、

八月十四日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

13 畠山義就書状

其方儀依計略可然候
祝着至候、弥無等閑候者
本望候、憑入候、恐々

謹言、

十一月三日 義就（花押）

御本西殿

14 畠山義就書状

今度合戦之時儀言語
道断次第候、雖然、弥無等
閑由候条、祝着至候、於其
方儀者、一向憑入候、猶以
被勵戦功候者、肝要候、仍
此方事無異子細候、可心
安候、殊近日芳野郷惣衆
致身方可出陣候由、令一定
候間、大慶候、目出候、重可申候、
恐々謹言、

十二月十一日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

15 畠山義就書状

今度合戦之時儀、言語道断
次第候、雖然、弥無等閑由候、
祝着至候、仍遊佐又七郎・
斎藤新右衛門尉申候、猶以
一向憑入候外無他候、同者
早々被執立重出陣可為
本望候、可然様令計略
肝要候、委細兩人可申候、恐々

謹言、

十二月十八日 義就（花押）

西十郎左衛門殿

16 畠山義就書状

其方時宜可致合力由、度々
注進候、尤一勢差遣候处、京都
事も不勢と申、旁依不得
隙延引候处、先以被引退候由候、
目出候、下総守事、懇注進候、
何様一段可申談候、今度忠節
取分無比類候、次熊野衆
悉出陣候由候、目出候、時宜如何
候哉、無心元候、謹言、

十二月廿五日 義就（花押）

日足殿

17 忠義王立願状

立願之事
一 御遷宮之事
一 御領寄進之事
一 毎年以御代管可有参詣之事
一 御劔
一 神馬
右所願成就之時、可有其
成敗者也、
乙亥七月十八日 忠義（花押）
熊野権現那智御宝殿前

18 忠義王奉書

忠義（花押）

色川郷即

先皇由緒之地也、其
龍孫鳳輦已幸、大河内之
行宮也、早参錦幡下可致
軍功、然者可有恩賞者也、
天氣之趣、如此矣、

乙亥八月六日

色河郷惣中

II 奉公衆山本氏の城館群

19 山本忠隆書状

（端裏書）「山本」

尚々安宅辺儀も

被仰合、御入魂簡

要候、

態申入候、仍玉置五郎
兵衛尉就雜説、夜前
罷退候、并湯河又七、是モ
同前候处、知音之衆意
見仕候間、則引返候も
先以可心安候、就中
熊野衆は間少々被
出候由候、彼勢遅々申候
間、春不相勤候由、其間候
爰元之儀珍敷事、
聞候者、自是重而可
申候、万端期後音候、
恐々謹言、

九月九日 忠隆（花押）
小山三郎五郎殿

御宿所

20 山本忠隆書状

（端裏書）「山本」

其後者不申通候

尤雖可申入候、彼是取

乱罷過候、非誠意候

仍自上以御奉書被

仰候、目出存候、弥御

忠節肝要候、以使

者可申候へ共、自安宅

方、可被申入候、随而熊

野辺之儀、近日者

不相聞候、珍敷子細

聞申候者可承候、恐々

謹言、

十月十一日 忠隆（花押）

小山三郎五郎殿

御宿所

21 山本忠隆書状

（端裏書）「山本中務少輔」

なおく新宮・那智

之儀者、安宅辺へ

委可聞申候、定而

其方へ可被申

越候哉、

如仰其後者久不

申通候処、御懇示給候、

祝着之至候、仍熊野

出張之儀、今之分候者

可有如何候哉、委

事聞候者、可申入候、

誠細々以書状可申候

へ共、無異儀候儀、不

能其儀候、爰許御

用之事候者、可承候、恐々

謹言、

十月四日 忠隆（花押）

小山三郎五郎殿

御返報

22 山本忠隆書状

（端裏書）「山本」

「」□者□□

「」入候依無異

儀「」□「」疎「」

今度者田井之儀

「」是非候、然者安宅

方被仰含候者承候、

於我等祝着申候、然処

備後守孫四郎其外

歴々被討捕之由、自

安宅注進候、尤肝要候、

如此之儀、早々可申候処

兎角仕候間、致延引候

毎事重而可申承

候条、令前略候、恐々

謹言、

霜月十日 忠隆（花押）

小山三郎五郎殿

御宿所

23 山本土統書状（折紙）

（端裏書）「山本兵部」

就此方御同心之儀

湯河殿へ被仰事にて

此時別而於無御等閑

者、生馬・堅田之内

誉田方之儀可申

合候、委曲御同名次郎左衛門尉

可被申候、恐々謹言

山本兵部大輔

九月十七日 土統（花押）

小山三郎五郎殿

御宿所

27 山本保忠判物

打渡之事

於切目

半庄

進之候、

仍如件、

山本

天正十四年 八月廿八日 保忠（花押）

桧葉

皆智

大野

静河

下湯河

御惣中 進之

III 熊野三山の衆徒と城館群

34 伊予旦那配分状

就伊与国旦那相ろん候処二、口入人として両所へはい分申候、彼在所者、実報寺を長寛坊へ永代渡申処
実正也、其外伊与国之先達之事者、川関之城坊主の知行にてあるへく候、於以後違乱之儀不可有候、仍而定状如件、
左藤山城守
文明四年二月廿四日 生馬
和泉守

橋爪良濟（花押）

35 佐竹伊賀申状写

一廊坊城永年之通路留申候付而、高川原無念ニ存候哉、又々兵糧をもこめ候ハんと存候哉、けいこ卅そ計にて那智浜宮之海へ参候へ共、我等はじめ城より罷出散々ニいたてしりそけ申候、それより以後城中よりわりいそへと申所へ敵方取出居申候をとり詰、其時新宮れきく・我等者共うちしに仕候、即廊坊致落城達本意候間、彼那智山六人之跡職之儀も半分ハ此方へ取可申事、一実報院忠節ニ付而、六人之跡職房州より被遣候と御申候事、縁者之証人とやらにて候か、其外廿五年以前之た、かい段々つきせさる事、筆にも難尽候、御上之時可申上候、高忠衛門被召連候之時、少も構無御座候と申候ハ必定にて御座候、其故ハ別ニ東学坊跡職之儀ニ相構仁有是間敷と存申上候事
一大和納言殿様に承候、廊坊跡職被立置候上者、東学坊

事も同心中にて候間、構者有間敷存事、

一旦那之儀、紀州様被仰付候と承候、此段者めんくハかつかへに其子孫有之、旦那之儀者其主くへ被仰付候と我等者心得申候、子孫■有是、旦那を房州給候とて理不尽ニおさへとられ候ハんハ如何可有候哉、其上紀州様之御国にて御座候上者、被仰付次第にて可有御座処を、房州より給候と実報院被申候儀ハ、是又如何あるへく候哉、能々被聞食分候て被仰付候者、忝可奉存事、

一事ふりたる儀、永々敷書付上申事ハ、不入御事候へ共、実報院以書付被申上候ニ付而、我等も如此候、猶御上之時可得御意候、以上、

慶長十年

佐竹伊賀

正月七日

判有

浅右近様 人々御中

37 廊坊重綱旦那買券

清水南殿・同城坊主両所参平家一族
一分半代拾式貫文ニ買徳申候、雖地行仕候、依用要有、根本之御主門善坊御物にて候より、御同名常珍之御方へ如本錢之十二貫文に請させ申候、何も永代之状にて候へ共、巨細候て此分本坊へ渡し申候、さ様に候へハ、良坊持之分一円渡し申候、為後日一筆如件、本状之儀者、やかて見出し候て可進候也、

天文四年 きのとの 卯月廿六日 重綱（花押）
ひつし 廊坊

38 一點斎行清書状

尚々田之儀いかやう共御返事ニ可承候、猶懸御目可申承候、等寛坊よりも可申入候へ共、我等御心得候て如此候、

一筆令申候、仍等寛坊其様之五百田を預り申候、彼儀を御わひ言申候てくれ候由申事候、いか候ハん哉、本人御衆へも可申入候へ共、とても落着之儀候間如此候、うけせん之事候間、何時もよき事候ハ、御請可有候、御合点も候ハ、等寛坊御おん二うけ忝可存候、以面可申入候へ共、御心中不存候間、以文申候、今日ハ何方へ御より合候ハん哉、馬借よりの御返事御聞候て蔵方へ御申可有候間、新宮衆勝山へ御出候ハ、談合可申候、其方御意したいにより合可申候、恐々謹言、

十月九日 行清（花押）

実報院殿 御宿所

39 一點斎行清書状

かつ山へ可申候へ共、無別成儀候、何時もおかや両所なから意見可申候、御心得候へく候、ほんをく候て御いそかわしさいすもし申候、順礼之儀、一昨日ハ連歌にて見不申候、勝山へ昨日・今日ハとうろふはり申候て不参候、

今日にも順礼参候ハ、先々
可被成御覽候、直書願文
ハ見出し申候ヘ共、証文未
見出し不申候、無御座候ハ、
御物たるヘク候、又見出し候ハ、
くらヘ可被申候、少まされ申
間敷候、恐々謹言、

文月十二日 行清（花押）
実報院殿 御宿所

40 廊之坊・神光坊由緒覚 （表紙）

「廊之坊 由緒覚
神光坊 一」

一廊之坊ト当寺根源因縁由緒之義、及
数十代相続之義ニ候ヘ者、如何様之訳ハ得と
相知不申候得共、天正年中迄浜之宮
勝山本丸者廊之坊、二ノ丸神光坊、三ノ丸
真覚坊居住之处、天正四年二月晦日（元カ）より
新宮別当堀之内安房守ト取合騒動
始、数日及合戦候处、終ニ四月晦日不運ニ
して、廊之坊重盛落城、湯河村桜木
が原ニ夫婦忍居候处、川関村清水浄厳坊
清儀追懸来り、依之重盛夫婦共四月
晦日討死、左候得者家督并諸国檀所
等迄新宮分ニ罷成り有之候处、色川
田垣内村水口権之丞娘重盛之目懸
ニて此者ニ二歳之女子有之、騒動始も
娘を連、親権之丞方ヘ逃行、養育有之
依之水口清水之一族色川十八ヶ村も相談

之上、廊之坊再ヒ相続之義、
大和納言様江段々御訴訟申上候处、
天正十七年願之通、再ヒ相続之義
首尾能相済、則御墨印之御証文
被下、依之当寺先住重友之ニ男

重伝ト改、廊之坊浜之宮江建立有之候

二付、新宮分ニ相成候檀所等ニ至迄
慶長四年五月九日ニ渡ル、時之奉行
浄厳坊清儀、大帳認筆取清水岩見

重伝江渡ル、且亦真覚坊取合騒動
始、北山江逃行、其後実報院ヘ降参

之上、市野々村ニ居住、社職相勤申候、
当寺義、無故障始終社職相勤候、

当寺義、重縁之一家と申訳ハ、中絶
取立、其後宝永年中円仙代、当寺

持分諸国檀所之内数多譲り申候、
且又重恭義、親円仙座外之上、山内

追放人之子跡目座入も難成、依之
当寺先住重好之為子分願相済

座入有之候、右之訳ニ有之候得ハ、此以後
代々互ニ疎略ニ無之様、専要ト存候、

此末々ニ至り訳合知レ申間鋪と存、当寺
重好・重胤物語承書置可申者也、

一廊之坊騒動之節、失系図、依之
重源より以来左之通印置候、

浜之宮勝山城主廊之坊
重源

（中略）

勝山二之丸神光坊
重秀

（以下略）

42 桐原連署衆中錢借用状案 （借） かり申候れうそく之事

合二貫文定、又さかて四百文分
これニあいそへ候

右彼料足之事ハ、要用依有ニ、

かり申候处実正也、但御しち物にニハ、

甲斐屋殿屋敷、そのふかニ田上ひとせはち、

さんやへむけて入置申候事実也、

若ふさた候ハ、あいあたらんほとめされ

ヘク候、為後日しちけん状、如件、

（借）
かり主桐原之連所衆中

文明十五年十二月廿日 其時之しせう
（支証）
（譯正）

錢主鬼城之衛門殿 たんしやう殿

かり屋殿

谷之兵庫殿

たてわき殿

43 衆徒料足借用状（折紙）

坂本泰九郎光実（花押）

岩上五郎兵衛宝徳（花押）

請川さ京助成忠（花押）

池元伊豆守延良（花押）

請川七郎衛門尉成国（花押）

借用申料足

之事

合代拾貫文者、

右件彼御用

途者、依有用要、

借用申所実

正也、彼料足者、

御神領請取申候

時借用申候、

但しち物にハ、

造営関銭を入

置申候、備後方

取候分卅文、同

きりわたかり屋殿

御取候卅文、此次も

入おき申候、彼衆の

前取明候ハ、彼請

料も無沙汰申候ハ、

相当之ふんめされ

めされへく候、

為依後日借状、如件、

みつのへ口部

永正九年卯月一日 衆徒

さる

右京助殿
右兵衛尉殿

錢主鬼城

44 高野山宝塔院関銭定状

定 関銭之事

くきか口 拾文

右、所定如件、

高野山宝塔院

永祿拾年 丁卯八月廿七日 祐任「朱印」

くきか口御役所中 参

45 鬼城惣中田地売渡状案

口代田之文書

合代三貫八百文 田之在所竹本

三升蒔也

右此田、依用々、永代売渡し

申候事、実正明白也、自然

天下一同之儀候とも、於此田二

らんさまたけ有間敷状、

如件、

文祿四年 乙卯五月五日 見城惣

森

新左衛門

いの木

尾崎

四郎左衛門

松本殿 参

46 谷坊荒野売渡状

永代うりわたすさんざいのかうや

合二貫五百文ハ

右のかうやハようく有ニよんで、永代

くわいせん（通船）の衆へうり候、ちゝさかいは、

つゆのたに、やまもゝの木をかきり、

下ハたはおかきり、おさき田かきるなり、

小松つろハ

しもおかきり、のほりおハやまもゝ木

おかきり、いちの木おかきり、こんしたうしの

みねおかきり、きたにこいたにへこゆるみち、

みねハ山よしのみちおかきる地なり、

かやうニ永代はなし申候うゑハ、我々の

まここいらんさまたけあるましく候、

仍永代うりけん状如件、うりぬしちこの

文き三年十一月廿五日 たいの坊（花押）

かい主桐原の

くわいせん衆中

47 堀内氏経道者売渡状

渡申出羽道者之事

右彼出羽道者、鈴木之弾正

知行分にて候を、御料足参十貫文

借申候分ニ、永代渡申候処

実也、仍為後日状如件、

新宮堀内

康正元年十一月九日 氏経（花押）

48 堀内氏重書状

尚々、拙者くわしき

巨細不存候間、十一郷

之外ニて候ハ、能々

覚へ御たつね

專一候、猶々目出度、

如仰当春之祝儀

珍重申納候、拙者も吉慶

可申入候、無沙汰之様ニ候、仍

勢州大殿与申在所御

知行ニより巨細承、我等

覚寿坊へ申合候、在所者

石蔵より喜田村へ渡被

申、十一郷ミなく申

合候間、承候在所其外

にて候へ者、定而覚寿坊之

儀被申事有間敷候、此旨

喜田村知行分加一札有

間敷候条、其方にて能々

御たつね可有候、拙者も

くわ敷様躰不存候、恐々

謹言、

三月六日 氏重（花押）

実報院 御返報

49 堀内氏重書状

尚々、早々預御左右

候ハ、此砌可申噺

候へ共、くわきうの事ニ

候間、只今

之儀者、御かんにん

候ハ、可為祝著候、

前より預り申候つる、

何も急度執行へ

申噺、一途おち付

可申候、委曲此方へ申候、

先年御相論之遠州

担那御参詣ニ、只今

申噺候様ニと承候、

尤預り置申候条、則

一途之様ニ可申談

候へ共、其元迄担那衆

被参候間、くわきうニハ

難申調候条、只今之

儀者、先々中ニ被置

候て可然候、何も執行へ

急度申噺、其方之御

担方落著候様ニ可

申調候、猶委曲彼方へ

申候間、不能一言候、恐々

謹言、

七月廿五日 氏重（花押）

実報院 御返報

50 堀内氏善書状

以上

今度廊坊心替

付而、我等一味之

御存分外聞本

望候、弥於御入魂ハ、

廊親類衆之跡式

可進置候、少茂偽

不可有候、恐々謹言、

堀内

二月六日 氏善（花押）

那智山

執行法印

御宿所

51 堀内氏善書状

態以書状令啓達候、

仍御執行之儀、

從昔一代持にて候、

然者さ様ニ候てハ、社家

又御神領ニ付而も

御法度も大方ニ候之間、

指出申事如何候へ共、

末代実報院之

家ニ執行を御付候て

可然候、御神領などの

相違之時も、末代之

主不定候へ者、物を

入候て、佗言被遊方

無之候之条如此候、

各被成御談合、

被相定候ハ、可

目出候、委細者

清水廊屋迄、様

躰申越候之間、

定而可被披露候

申候、事々期後音

之時候、恐々謹言、

堀内新

弥生二日 氏善（花押）

那智山

御衆徒中

江 御宿所

52 堀内氏善書状写

今度依御忠説進之候跡之事

東学坊

隼人殿

甚光坊

定善坊

少納言殿

大善殿

此六人之跡一円ニ進之候、

様子者三人御状以可申候、かしく、

堀内

天正九年六月三日 氏善（花押）

那智

実報院 参

53 堀内氏善書状（折紙）

尚々、此旨各可然と

思召候ハ、衆徒中へ

以書状申間可有御座候、

又不可然候ハ、御延慮ある

へく候、以上、

態令啓候、仍御山

御執行儀、昔より

一代持にて候、さ様二候てハ、

御山又ハ御神領付而も

御法度大方二候之間、

御衆徒中へ被仰談、

未代実報院之家へ

執行を御付候て可然候、

委曲者、清水廊や迄

申越候間、可有御談合候、

恐々謹言、

堀新

弥生二日 氏善（花押）

実報院

御家中

衆中 参

54 堀内氏善書状

尚々、任定ニ其方にて可有之旨、

内「」存知候、

楠若ためニも

寄親にて御入候間、一かと

其方にて馳走可仕候、

万入用之物ハ我ら馳走にて候、

かしく、

年頭珍重候、仍而

御上使衆今明日、

本宮へ御付之由

申来候、然者北山へ

警固申付候条、侍

二人御仕立尤二候、十四・

五日も逗留可参候間、

其御心得可被成候、

恐々謹言、

堀安

正月六日 氏善（花押）

実報院

参御同宿中

55 堀内氏善書状（折紙）

「蔵丞殿より」

尚々、此時之

意見肝

要候、惣山・

村三方之

儀無別儀

可御心安候、

其元南口不慮

之仕合共、言語

道断二候、仍道勢

御存分いかゝ候哉、

是非《御》我等一味ニ

覚語御すへ候之様、

御意見肝要候、

御望之儀候ハ、別

儀有間敷候、恐々

謹言、

堀内

二月四日 氏善（花押）

清水蔵丞殿

参

56 堀内氏善書状（折紙）

尚々、皆々へ御尋候て、

此通に候ハ、早々実報院へ

可被相渡候、将々兵士前も

先達衆被預候ハ、是又、

御澄しあるへく候、已上

江州より道者参

候之由、然者そまハ一円二

瀧執行分、しからきハ

半分宛之由承候、

其元衆皆々其

沙汰二候ハ、神物無

別儀可被相渡候、少茂

不可私曲候、恐々

謹言、

堀内

霜月七日 氏善（花押）

なちにて

常住坊 参

57 堀内氏善書状（折紙）

以上

書中披見候、

一先度之旦那之

儀承候、御由断
二候、重而有様
次第二候事、
一其方之牛玉、
此方にて売候由
承候、一円不存候間、
明日二見てを可
給候事
一楠若やかても可
越候か、我等煩之間、
北山へ一兩日中二
相遣候、拙者越
候ハ、断セ返し其方へ
こし可申候、猶委曲
三十へ申含候、
恐々謹言、
堀安
廿日 氏善（花押）
実年寄中
御返事

58 椎簀良包書状（折紙）

尚々只今之儀ハ、
彼是事宜敷
候条、是非如在
申間敷候、
廊之坊親類就一
跡之儀、預御折紙候、
只今御判取候て可進
候へ共、從雜賀衆

何かと六ヶ敷申候間、
先々御延引被成候て
可被下候、作等之儀者、
似合ニ被仰付候て可然候、
於様躰者、清水藏丞
とのへ申渡候条、定
可有御披露候、恐々
謹言、

樵箸
五月二日 良包（花押）
御執行法印
御報

IV 熊野武士の城館群

70 安宅重俊書状

尚々□□谷「
せ□を入、道にてうちをたち可
申候、貴所も御きもいり
たのミ申候、已上、
一筆申入候、然者三ヶ川山ニ
鹿たくさん二有之由承候ニ付、
式部殿へ案内申候へハ、狩申やうと
被仰越候、則明朝狩可申候間、
今晚貴所ニ御やと可申覚候、
為其飛札を以申越候、恐々
謹言、
十二月四日 重俊（花押）

71 安宅重俊書状

尚々鹿山被下候者、道にてうちをたち
川原谷よりこ谷よりせこを入、朝山ニ可仕候間、
貴殿ニ一宿かり可申候、
態申入候、然者其元御無事ニ被入候也、
此方相替儀も無之罷有候、次に
三ヶ河山ニ而鹿狩仕度存候、承候へハ、
式部殿御留山ニ被成候由承候へ共、拙者
領分田ノ井山・安居山ニ鹿一円無之候間、
御無心之儀ニ御座候へ共、一山可被下候、
式部殿へも以書状ヲ申達候、貴殿よりも
被加御一言之可被下候、恐々謹言、
十一月廿三日 重俊（花押）
「△小山和泉殿参 安宅玄蕃」

72 小山経幸宛行状

宛行 処分事 兵庫助分
合
はまた 式段 屋敷老段三百歩
安宅しをの、 帳二ハ半ニ付
前田 老段 堂敷畠 老段
このほかの畠荒野ともハ、各よりあふて、
あたきのもこれのもとう分ニわくへ
し、いさ、かもあひたかゑに
いらんあるへからす、おほいのすけか
ゆつ状に申をきたるむねにまかせて、
ハからハれ候へく候、仍処分帳如件、
正和五年二月廿日 経幸（花押）

73 長慶天皇口宣案（宿紙）

□□藤大納言

天授五年八月九日 宣旨

右兵衛尉■兼光

宜任左衛門少尉

藏人頭左近衛權中將源忠雄奉

74 小山家次讓状

□□ふの事

久木分

一兵衛はたけ、むかい出原ニふをつけ二ところ、ミまへのはたけ

なかしま

半分、シミつ半分、なミ木のおもて、たしろ共に又□「」

この分ハあいこせにとらせ候、寺山のはたけハあい「」

久木 以上

一衛門はたけ、むかい出原之くり原之はたけ、谷の口の田一反

ミまへの畠半分、二郎大夫の門、そのおきのはたけ

一段小 ほりの口一反

シミつ半分これハ二郎二とらせ候、又富田うちのかわ谷之田、

あたきのまへ田一反

又たつ原之はたけ半分つ、ニわくへし、あこのゑさき一反

以上はそのこや五たん、下毛はうりねの

こもりのくらいに、本のさきのくらはな上ハさかい

おかきりに候、

ミすの分

一高原田 時雨乍

一いせ道者一ゑん、たんは道者■■これハ道阿ミの田地ニハそわぬ

道者也、又惣追殿よりのいせ道者、しらいとよろい、かいうきの

かたなそのほかのたちとも、ミなく又此家皆さいほうともに

下人又おんなとも此間愚身知行の分ハ、後家しやうふニ

定置物也、■一そく・た人のさまたけあるへからず、此旨も

よくくもちゆへきものなり、仍為後日状、如件、

以上一この後にハ兩人の子にいとらせへし、

こやま九郎

永享十年七月廿一日

家次（花押）

又惣追殿のおハリ道者なかつ事あらハ、これも後家しやうふ也、

あいこせ 兩人御中へ

二郎

81 安宅光定起請文（牛玉宝印）

起請文之事

小山 温井 周参見 安宅四人之御衆

別儀人於有ハ、

梵天帝釈・四大天王、惣ハ日本

国中陸拾余州之大小神祇、伊豆

箱根之権現、別当所之鎮守并八

幡大菩薩神罰明罰、於相違者可

蒙御罰者也、仍 起請文如件、

丁 安宅民部大輔

于時天正五曆 七月八日 光定（花押）

牛

小山式部大輔殿

御宿所

82 周参見慶春判物

（端裏書）「すゑみ」周参見」

就御殿者之儀、弥々

末世迄為申合見 路津^{（老）}

進置候、然者吉見入相候

此段者、可被明置候并二

浜方儀者、一円吉見分

二て候間、為御心得申事候、

然共屋敷之事者、見路津

領二て候間、其段者御用

可被仰付候、為後日状如件、

周参見左衛門大輔

天文廿二年 癸丑 式月吉日 慶春（花押）

小山弥八郎殿参

86 南光坊道範借錢状

借用申候料足之事

都合四貫五百文者、

右依有用要、四貫五百文借申候処

実正也、件御質物者、我等持行之

旦那江州^{（蒲生）}かもうの郡之小幡

三郷并自御臺^{（謙）}ゆつり被進候をも

一円ニ入置候、先達者覚藏坊引、

いつれの先達引候共、彼旦那者一円ニて候、

来年九月迄約束申候、本子算用申

候て御澄し可申候、若天下一途之

徳政行候共、於彼状者相違有間敷候、

無沙汰之儀候ハ、永々持行可被成候、

万一自何方も被申事候ハ、本主

道遣可申候、若御臺ゆつりニ申事候ハ、

かへのちを可進候、仍状如件、

那智南光坊

天文十六年 ひととの 十二月五日 道範「印」

代主古座小山殿

口相上之入道殿

90 熊野権現御宝殿棟札写

私先祖信濃国村上從四位下刑部少輔源清

重承久三年勅命を請、属宮軍合戦仕

処、宮軍妻敗軍致、清重一族七拾三人

浮南海ニ当国大嶋浦ニ着船仕、夫より古座奥

玉山ニ年来住居仕御座候、尤元仁元年ニ寺社

定立仕、其後西川之里次第開住居仕、一族被

官之者、近郷住居被致候ものも有之、山林等

迄少々宛分ケ遣し御座候、宮義ハ右之後、応

永元年甲戌九月造宮仕候、且又元龜元年

社壇焼失仕、其節迄之棟札等焼失仕、私方ニ其

節之控所持仕御座候、然ル処、右同年霜月

造宮仕、其時之棟札御座候、

古ノ熊野権現ヲ奉勸請

右氏神棟札

奉造宮当社六社大権現 御宝殿 殊者

願主西川庄司源繁清 書判

外知之棟札之義ハ前段之義ニ付私方ニ控
御座候

94 泰地寄子頼忠旦那売券

「 事

合拾貫文者、

右彼旦那者、榎本殿より永代

買取候て、我々の知行申候へ共、依有

要用、榎本殿いよ国地下一族、

小はらの花之坊門弟引、但榎本と

申候はんいよ一円ニ、廊之房へ売渡

申候処実正也、若此上ニ自何方違

乱出来候ハ、頼子罷出候てさいはん

可申候、仍永代之状如件、

売主泰地寄子

文龜参年ミつとのの 五月廿四日 頼忠（花押）

V 豊臣政権と熊野

95 万代記 卷一

同 十三乙酉

一 三月廿一日より熊野兵乱始田辺及騒動、

（中略）

一 大和太納言様より杉若越後守殿、仙

石権兵衛殿参越、同三月廿八日はや

泊之城へ入申候、

（中略）

同 三戊戌

（中略）

一 山地陣南部川堂之前合戦於芳養

小川与市秋津田中三吉討之、田辺はや

秋津之郷土山地へ入込首取、

（中略）

同 五庚子

一 関ヶ原陣 家康公御齡五拾九歳

一新宮城主堀内安房守為退治、杉若

主殿殿発向被致候処、留主へ浅野左京

大夫様、紀伊国被為人、浅野左エ門佐殿当

地領主ニ御究、早速家中衆被指越候て、

主殿殿追立之人数、新宮へ被遣候ニ付、留

主居衆殊之外 転仰 被致候ニ付、弥左三エ門

双方取極、上野山城を明、敷浦迄御妻子

を立退せ、新宮へ注進申、仍之主殿殿彼ノ

地より船にて被戻候ニ付、弥三左エ門瀬戸へ出向ひ

右有増申達四・五日逗留、上京被致候、

（中略）

同 十九甲寅

（中略）

一 十月大坂陣始、田辺家中出陣、十二月
新宮北山一揆有之候、

96 田辺町大帳 卷一

天正十四丙戌

一 七月湯川・山本か牢人攻泊之城

（中略）

同 三戊戌

一 山地陣芳養堂之庭合戦、於

芳養小川与市秋津田中三吉

討ル、田辺芳養秋津山地へ入込、

（中略）

同 十九甲寅

一 十二月新宮北山一揆、

97 羽柴秀長判物

四村中

百姓共令赦免上者、

不謂族申懸者これあらハ、

からめ取郡山注進可仕、

速遂糺明成敗可仕、若

用之儀あらハ、直ニ墨付を

以可申出候也、

天正十四

十一月十七日（花押）

98 羽柴秀長書状（折紙）

小堀新介かたへ之

書状相見候、北山

赦免仕之由、青木・

杉若所より申遣候哉、

努々不聞届事候間
不実候、若年内
大雪ニ被支、成敗
不墓行候者、明春
成共、北山之儀ハ悉
可刎首候、成其意、
此刻忠儀專一候
也、

十月二日（花押）

さゝの坊

100 豊臣秀長知行宛行状（折紙）

以上

三百拾四石余
知行遣之候、
弥奉公司仕者也、

天正十五

十一月一日

（花押）

小山式部大夫

とのへ

101 周参見・安宅・小山氏等城米預状

高麗こもかい東之島崎ニ預ケ置

城米之事

一八拾石 周参見分

一七拾貳石六斗 安宅分

一卅貳石貳斗 三ヶ小山分

一四拾四石五斗 高川原分

一四拾石 小山分

一百三石七斗 玉置分

已上合三百六拾三石也

八月廿九日

周参見判

安宅判

三ヶ小山判

高河原帯刀判

小山助丞判

玉置外記判

藤堂佐渡殿参

102 羽柴秀長判物（折紙）

迅ニ大工作料・

扶持方可申付候、以上、

本宮造営之

事、先日直ニ

如申付候「」

令談合、本宮

ちかき所之者共

召遣候様ニ、材木

以下之儀も出合

可入様、可申付候、

万端直ニ申参

不具候也、

二月十五日（花押）

藤堂佐渡守殿

羽田長門守殿

103 増田長盛書状（折紙）

追而当座之御初尾

五百疋被遣候、以上、

太閤様御不例ニ

付而、從 秀頼様

為御立願、本宮へ

八木五百石被遣候間、

被得其意、御祈念

肝要候、恐々謹言、

増右

七月九日 長盛（花押）

本宮

別当「」

104 羽柴秀長書状（折紙）

熊野路関、

若一ヶ所も取

去候者、成敗可仕

之条、見立聞届、

此方へ可有注進候、

これ／＼取次候

共、無用捨可被申候、

為其染筆候

也、

二月八日 秀長（花押）

熊野

105 羽柴秀長書状（折紙）

猶以、堀内同前ニ

相動馳走かん用候、

以上、

先度者九兵衛

かたまで書状令

披見候、殊ニ誓紙
到来尤候、我等儀
奥郡成敗可仕

存、今日三日ニ広まて
出馬候、明後日たな^(田辺)へニ

至而罷出候、悉不殘

一揆可討果候、然者

其面より堀内可相

動之由申付候間、其元

路次等作馳走候て、

同前之忠儀專一候、

其許之儀制札を

「」政道之儀直ニ

堀内ニ申聞候間、狼藉

等候者、此方へ可申候、謹言、

九月三日 秀長（花押）

本宮

別当坊

其外社人

地下中

106 豊臣秀家書状

「」牛王巻数并

矢根并御茶五袋送

□□□意候段□

「」仍斗併候事、

近年被申付候、委細

平ねんニて被申候、恐々謹言、

十一月四日 秀□（花押）

熊野本山

衆徒御中

107 増田長盛書状（折紙）

尚以十四日ニ彼口へ

「」已上、

今度山地村之

百姓共企一揆之由、

其聞候条、為成

敗人数遣候、然者

其口へ北退可申

之間、男女子共ニ

よらず山地村之

百姓ニおゐてハ、なて

きりニ可申付候、

則首一ツニ八木

壺石宛可遣候、

此時候間可被抽

粉骨候、猶於様子ハ

長訓ニ申含候、其

上自是目付之

者可遣候、恐々謹言、

右衛門尉

九月五日 長盛（花押）

108 増田長盛書状（折紙）

去十九日於山地村

山さかし仕、十津川

組中へ首式拾三

討取到来祝着之

至候、今度別而被

入情候通、聞届候、

恐々謹言

右衛門尉

九月廿三日 長盛（花押）

玉置篠坊

109 増田長盛書状（折紙）

去廿一日山地村之者共

重而討取候首五

指上候、誠今度粉

骨之段、無比類候、

猶小島三右衛門、大塚

勝作可申候、恐々謹言

右衛門尉

九月廿五日 長盛（花押）

玉置篠坊

26 日吉神社棟札

【表】

仏日照三世時無小凶有 天長地久御願円満別「」□昌□□「」莊安穩「」
 (一)「」(バ)(ウ)奉造建紀州牟漏郡生馬莊山王二宮「」
 覺日伝四州何時非大吉 皆天文十五年丙午九月十八日 源朝臣山本治部少輔忠朝「」

【裏】

「」 于時奉行鬼城清右衛門尉
 「」

63 安宅八幡神社棟札

【表】

(サ) 庄内安穩 一門繁昌 大永四甲申年 大工田井紀四郎
 (キリーク) 奉造立上棟八幡宮一字 大本願安宅大炊助 并中島
 (サク) 心中諸願 皆令満足 六月吉日 日置源内

【裏】

大工那智山与太郎 全助太郎
 田辺次良兵衛 那智山 筆者□丞

67
春日神社棟札

上	天文十五年 丙午霜月廿四日	本願後室	安宅玄蕃亮 直重（花押）	敬
棟	奉建立安宅庄田井之村五社大明神		同「かなとろう」	
	入道百貫 其時大工藤原次郎左衛門家重	少工 田井吉次郎	安宅玄蕃亮吉次郎 安宅重俊（花押）	
	鍛冶与七郎	村島神次郎 氏俊（花押）	白	

68
春日神社棟札

上	天正十年九月拾五日みつのへむまの年目出度
棟	奉建立 御上ふき之儀仕候事 田井左近大夫 氏俊（花押）
	かちあこ新てん 同
	五社大明神上ふき仕候はんちやう 藤原 兵大夫 家次

對	對
對	對
對	對
對	對
對	對
對	對
對	對
對	對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

(キリーク)

哀愍衆生者我等令敬礼

奉再興造宮御大明神棟上之事

其時沙門大円寺長土坊
入ミチノ事以上卅五貫にて候
同ツチワ三くわんナリ

聖主天中天伽陵頻迦聲

右本願小山四郎左衛門尉
与三左衛門尉柱一本

藤右衛門尉タルキ一寸

上野藤左右衛門尉

其外惣中悉々如此候 長衛門

チウナ ハシメ 三百文目布一ツ

天長地久御願円満皆令

阿弥陀寺母へ大豆五升

皆天文拾八年 戊申 十二月十八日

満足之也

三百五十文なひき

其時ノ番匠大工源内家重

同与宗二郎

書之 敬白

百文善衛門尉

同母子小袖一ツ

同小工ムラシマ甚二郎

百文甚四郎

六郎兵衛ウハヲヒ一ツ

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

對

76 三須和神社棟札

對	其時ノ入道ハカウ市トウリヤウニ出せ申候	于時天正七年己卯三月四日	對	
(サ)	天長地久御願円満	上野長介チャウナハシメ	再興時之本願事小山朝臣治部介同込米一斗	敬白
(キリーク)	奉再興孝子御大明神之棟上之事并我此土安穩天人常充滿殊者諸神之加護処			
(サク)	息災延命氏子繁昌処	ツチノ以上リヤウフクニくわん五百文ソノ内ヲ五百文鍛冶ノイワイ	其時 小山治部介	筆者大円寺
山スエノツチーくわん文	時ノ大工源内	小工皆右衛門	其時 同大明庵	周盛坊
入道之事ノサ向ウラ同ヘイ二本ヒサツキノキリ弓ニ丁センノツナ三タン				
對				對

78 周參見王子神社棟札

一切日皆善 一切宿皆賢	諸仏皆威徳	同讃岐守	同和田	同窪藤兵衛尉并一族各々	其時散仕広宗兵右衛門	敬
奉建立若一王子御宝殿一字	大日本国紀州牟漏郡周參見庄領主左衛門太夫藤原氏安	皆天文拾五年正月吉日				
羅漢皆行断	以此誠実言	願我大吉祥	大工掃部橋助定	小工橋助次	師手那智山藤原実次別当中村同一女	式貫文兵部安村
白						

【裏】 当所定置事錢ハ諸違舛ハ三口如件

79 周参見王子神社棟札

【表】

一切日皆善 一切宿皆賢 諸仏皆威徳

右丹誠之旨趣者天長地久御願円満殊ニ 大本願一族各々為奉行窪亀助原権未助
護持信心大檀那息災延命寿福増長 筆者慶千代丸同源海新右門

凡奉建立若一王子御宝殿一字大日本国紀伊州牟漏郡周参見庄領主主馬太夫藤原氏安（花押）皆文禄参年雪月吉祥日

身体堅固無病自在宅中富貴眷属 并大工掃部橋助定小工追川菊左衛門重家

当所安穩子孫繁荣皆令満足故也 鍛冶大工清水福右衛門藤原定次郎師手野上矢願孫九郎別当窪源太郎

羅漢皆行満 以此誠実言 願我大吉祥

白

□

【裏】 当所定置事錢諸違舛ハ三口如件

80 周参見春日神社棟札

【表】

一切日皆善 一切宿皆賢 諸仏皆威徳 同惣御一族衆

大工三良左右衛門藤原助次

師手原四良定次 小工参河 于時享禄三庚寅年

（サク）

□□□□□□

同神主 □月十三日敬白

（キリーク） 聖主天中伽陵頻迦聲哀愍衆生者我等令敬礼奉建立天明神御宝殿 領主周参見左衛門太夫 藤原朝臣氏安（花押）

（キリーク）

□□□□□□

羅漢皆行満 以斯誠実言 願我常吉祥 一別当 中村□□□□三人□ 藤左衛門□□□仕

【左側面】 然上者□□□破借不可行者也 筆者萬福寺住持慶俊

【右側面】 一当庄借物之事 錢者一倍 舛ハ三之口

大日本国紀伊州牟漏郡塩崎庄内

奉上葺棟上之意趣者 右依斯善縁

上野村太夫彦十郎比丘某等

天下泰国土安□□□□

心信檀那各々天長地久御願円満

殊者現世安穩後生善処心中

所願皆令満足当村平安子

孫息災壽命長久専祈者也

敬白

于時文禄式年 壬辰十二月吉

大旦那古座小山殿□□□五貫文 大工ハ小山「」

西之河大家殿大ほうくわん 本大工 田原庄三郎

同惣中板三百まい 太夫彦十郎

上野惣中米十石

上野殿米一石遣物一ツ二ほ殿遣物一ツづゝ九ツすへ一敷づゝ

中湊城殿一貫文

二部竹之内殿一貫文

三うら三貫文遣物一ツづゝ九ツすへ一前

くわやましゆり殿米一石同青藏殿米一石「

小山太夫南殿いた五間惣中四十まい「

ゆわい鍛冶番匠

五貫文也

ゆわいにきる物一ツ

のこきり切をさめの十前

清のかな以上五貫文

おの「

」